

地方税一括納付サービス利用規定

第1条（委託事務）

当行は、契約者が契約書の役員ならびに従業員の給与所得・退職手当等から特別徴収した地方税の納付事務を代行します。

第2条（納付店）

委託事務による地方税は、当行本店営業部を納付場所とします。

第3条（納付日）

納付日は、毎月10日とし、当日が休日にあたる場合は、その翌営業日とします。

第4条（引落資金）

納付資金及び納付手数料は、納付日の前営業日までに引落指定口座に入金するものとします。

第5条（引落日）

当行は、納付日の前営業日の営業時間終了後、納付日の営業時間開始前までに納付資金および納付手数料を引落指定口座から引落します。

第6条（口座振替）

納付資金および納付手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により引落指定口座から口座振替により引落します。

第7条（データ伝送）

(1) 納付依頼

委託事務を当行に依頼するときは、納付日の3営業日前の午後3時までにデータ伝送してください。データ伝送終了後、当行所定のデータ伝送通知書に依頼内容を記入の上、当行所定の宛先にファックス送信してください。

(2) ファイル仕様等

データファイルの仕様については、「地銀協規程形式」によるものとします。

第8条（その他の媒体）

(1) 納付依頼

委託事務を当行に依頼するときは、納付日の5営業日前までに当行の所定の場所で引渡してください。

(2) ファイル仕様等

MT等に処理不能が発生した場合は、契約者において別途納付するものとし、当行はその内容を通知します。

第9条（納付内容の変更等）

契約者は納付依頼により依頼した納付内容は、変更、取消、組戻を行わないものと

します。

第10条（納付義務）

(1) 収納等

当行は納付日に地方税の合計額を引落指定口座から引落とし納付代金に充当します。

(2) 納入書等の作成

当行は、納入代金を受け入れたうえは納付依頼の内容に基づき、「納入書」「納入済通知書」を代理作成のうえ所定の方法により各市区町村宛納付します。納付手続終了後、「領収証書」を作成し納付日の翌営業日以降に契約者に交付します。

第11条（届出事項の変更等）

(1) 変更事項の届出

名称、商号、代表者、住所、電話番号（ファクシミリ）番号、印章等の届出事項に変更があった場合は、当行所定の方法により直ちに当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

(2) みなし送達

届け出の住所あてに当行が通知又は送付書類を郵送した場合には、延着又は到着しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

第12条（免責）

当行は、本利用規定に基づく取扱いについて、契約者の責に帰する事由により生じた損害については、その損害賠償の責を負いません。

第13条（解約）

(1) 本サービスの取扱はいつでも解約できるものとします

①契約者が解約する場合には、当行所定の書面により取引店に届け出てください。

②当行は、契約者の届け出の住所あてに書面で通知のうえ本サービスを解約できるものとします。

(2) 当行は、契約者が次の何れかに該当した場合は、書面で通知することなく解約することができます。

①支払停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった時。

②手形交換所の取引停止処分を受けた時。

③各種の変更届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当行が所在不明と認めた時。

④納付手数料を支払わない時。

⑤1年以上にわたり本サービスを利用しない時。

⑥相続の開始があった時。

⑦引落指定口座を解約したとき、本条項に違反した場合、または当行が解約を必要

とする相当な事由が生じた時。

第 14 条（規定の変更）

当行は本規定の内容を、契約者に事前に通知することなく、任意に変更できるものとします。その場合、変更の内容を当行ホームページ等により契約者へ告知します。また、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととし、この変更によって損害が生じても、当行は責任を負いません

(2020年5月7日)